

社会福祉法人 小山市社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人小山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 この規程を適用する場合の役員等とは次の者をいう。

- （1）理事会、評議員会、監査等に出席する理事、評議員、監事
- （2）評議員選任・解任委員会に出席する委員
- （3）本会の各種委員会に出席する委員
- （4）心配ごと相談所相談員
- （5）その他特に会長が必要と認める者

（報酬の支給）

第3条 役員等が前条に規定する会議等に出席したときは、報酬として1日につき3,000円を支給する。

（費用の弁償）

第4条 役員等が本会の業務のために出張した場合、又は前条に規定する報酬を支給しない役員等に対し、会長が特に必要と認めるときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

（旅費の支給方法）

第5条 前条の旅費の支給に関しては、職員の旅費規程の定めるところによる。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 小山市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程はこれを廃止する。